



八王子地本申6号

「過半数代表者選出における公平公正な取り扱いを求める申し入れ」 団体交渉をおこなう！！

6月16日提出「過半数代表者選出における公平公正な取り扱いを求める申し入れ」について団体交渉をおこないません。過半数代表者は私たちが安心して働けるよう正しく選出された人でなければ任せることはできません。

統括センター化され投票など不透明な部分も増えてきた中でみなさんが働く職場では選挙は正しく、公平公正におこなわれているでしょうか？



組合の主張

第1項

- ・投票の秘密を確保すること。
- ・誰に投票したかばれたり、投票しないといけないのではと不安に思っている。紙や Web 投票での情報管理方法は？
- ・立ち合い者と開票者がいる際はお互いに確認をしていくべきでは。
- ・休職者の投票方法についても秘密は保持されているか？

第2項

- ・投票については自由意志の表明であるため、投票を強要する行為をやめること。
- ・複数社員から投票の強要があったと聞いているが？強要の具体的な内容も聞いている。現場長から個人に投票してください、休みの社員に管理者がタブレットを持って行って投票をお願いする等
- ・公平公正に行うよう支社から指導しているのか？
- ・支社として投票の強制・強要を行わないことは確認出来るか？

会社の回答



第1項

- ・過半数代表の選出に際しては、労働基準法施行規則第6条の2に則り客観的に公平かつ適正な方法で実施している。
- ・様々投票方法があり、二重投票を防ぐ観点での名簿での確認はあるが、どの方法でも個人の投票の秘密は保持している。
- ・開票する際は、立ち合い者も確認できるように行っている。
- ・本人とコミュニケーションをとり投票方法を判断し、本人の意思により投票いただいている。秘密は保持されるように行っている。

第2項

- ・過半数代表の選出に際しては、労働基準法施行規則第6条の2に則り客観的に公平かつ適正な方法で実施している。
- ・投票期間の周知等の態様は行っているが、投票を強要している認識はない。投票は本人の自由意志で行われるものである。八王子支社内では不適切な事象があったとは認識していない。貴側から提起された内容が本当であれば不適切である。
- ・過去の不適切な取扱い等を周知し、説明を行っている。
- ・投票方法については各箇所にて裁量があるが、支社として公平公正に実施されるよう周知を行っていく。→確認

**過半数代表選挙は公平公正に実施されるものです。
投票の強要・強制や不安があれば東労組まで相談を！！**